三　法第七条第二項の規定により伝達を受けた場合であって、第二十七条の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる措置をし、各号の下欄に掲げる伝達を行った場合にあっては、伝達すべき事項に係る全てのウェブページ等の送信元識別符号等又は識別番号

四　法第七条第二項の規定により伝達を受けた場合であって、当該伝達に係る特定第一種第二号水産動植物等の譲渡し若しくは引渡しを行わない場合又は第二十七条の表の第三号の上欄に掲げる措置をし、同号の下欄に掲げる伝達を行った場合にあっては、伝達すべき事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等又は識別番号

2　特定第一種第二号水産動植物の養殖の事業を営む者が、自らが養殖した特定第一種第二号水産動植物（特定第一種第二号水産動植物を種苗として養殖したものに限る。）又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等の譲渡し若しくは引渡し又は廃棄若しくは亡失をした場合における法第九条の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

一　法第八条第一項の規定により伝達をした場合にあっては、次に掲げる事項

イ　輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等である旨

ロ　養殖の事業を営む者の氏名（法人にあっては、その名称）

ハ　当該特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である養殖された特定第一種第二号水産動植物）を養殖した養殖場が属する地域の一般的な名称

ニ　養殖の用に供した種苗の法第七条第一項に規定する重量

ホ　養殖の用に供した種苗の陸揚げ日

二　法第八条第三項において準用する法第七条第二項の規定により伝達をした場合にあっては、次に掲げる事項

イ　前号イからホまでに掲げる事項

ロ　イに掲げる事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等又は識別番号

（特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出）

第三十三条　法第十一条第一項の規定による届出は、同項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2　法第十一条第一項第三号の農林水産省令で定める事項は、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業に係る工場、店舗及び倉庫の所在地とする。

3　第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、農林水産大臣等は、当該書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

一　個人にあっては、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第三十七条第一項第一号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

二　法人にあっては、次に掲げる書類

イ　定款（これに準ずるものを含む。第三十七条第一項第二号イにおいて同じ。）

ロ　（略）

三　（略）

4　法第十一条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　届出採捕者（届出採捕者が法第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該団体に所属する者を含む。）が当該届出に係る特定第一種第一号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合

（特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出）

第二十二条　法第八条第一項の規定による届出は、同項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2　法第八条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業に係る工場、店舗及び倉庫の所在地とする。

3　第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、農林水産大臣等は、当該書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

一　個人にあっては、住民票の写し又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類

二　法人にあっては、次に掲げる書類

イ　定款

ロ　（略）

三　（略）

4　法第八条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　届出採捕者（届出採捕者が法第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該団体に所属する者を含む。）が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合